

「朝日町新庁舎建設基本計画(案)」に関する 住民説明会



令和7年1月26日(日) 10:00~12:00
朝日町役場 2階 大会議室

朝日町新庁舎建設基本計画(案) 概要版【令和7年1月現在】

第1章 新庁舎整備の背景

新庁舎建設にあたり、令和4年10月に朝日町新庁舎建設基本構想(以下、「基本構想」という。)を策定、令和5年9月から朝日町新庁舎建設基本計画(案)(以下、「基本計画(案)」という。)の策定を進めてきました。

基本構想においては、現庁舎の課題を把握し、基本理念及び5つの基本方針の設定、候補地を2地点(「町体育館及び周辺エリア」及び「町民スポーツ施設周辺エリア」)に絞り込むなど、新庁舎整備に向けた基本的な考えを整理しました。

基本計画(案)においては、行政サービスの提供の場とするだけでなく、まちづくりの拠点とする視点から2地点の候補地からさらなる候補地の選定を行いました。また町民ニーズの聞き取りの上で新庁舎に導入すべき機能や新庁舎の規模、施設計画及び財源等、多方面からの検討から基本計画(案)を策定しました。

この基本計画(案)は、庁舎の設計・工事を進める上での根幹となるものであり、今後の基本設計・実施設計の指針とします。

(1)対象施設の現状

		庁舎	中央公民館 (朝日町公民館)	朝日町浄水場管理棟 (上下水道課)
敷地概要	所在地	朝日町小向893番地	朝日町小向1893番地	朝日町縄生1939番地
	敷地面積	2,439.64㎡	881.00㎡	1,971.00㎡
施設概要	建築年	昭和39年 (築60年)	昭和52年 (築47年)	昭和49年 (築50年)
	建築規模	地上2階建て	地上2階建て	地上1階、 地下1階建て
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	2,032.18㎡	722.48㎡	1,167.85㎡

第2章 新庁舎に必要な機能に係る整備方針

基本構想の「第5章 整備方針の検討 3 機能・仕様の検討」において整理した新庁舎に求められる機能を踏まえ、以下の通り10の機能等に細分化し整理しました。

基本的な10の機能等

(1)
窓口機能

(2)
執務機能

(3)
議会機能

(4)
福利厚生機能

(5)
防災・
災害対策拠点機能

基礎機能

(6)
町民協働・交流機能

(7)
ユニバーサル
デザイン機能

(8)
環境共生・
省エネルギー機能

(9)
情報管理
(セキュリティ)機能

(10)
近隣施設との複合的な
利用による付加機能

新しい機能

4.新庁舎の機能(主なもの)

(1)窓口機能

基本的な考え方

- ・作業効率が良い窓口機能の構成
- ・誰もが不自由なく容易に手続き可能
- ・来庁者の利用頻度に合わせたフロア構成

具体的機能

【来庁者・職員が使いやすい窓口】

- ・来庁者にとって、わかりやすく、容易に手続きができ、職員にとって、執務効率が高い「中央集約型」の窓口形式を採用します。

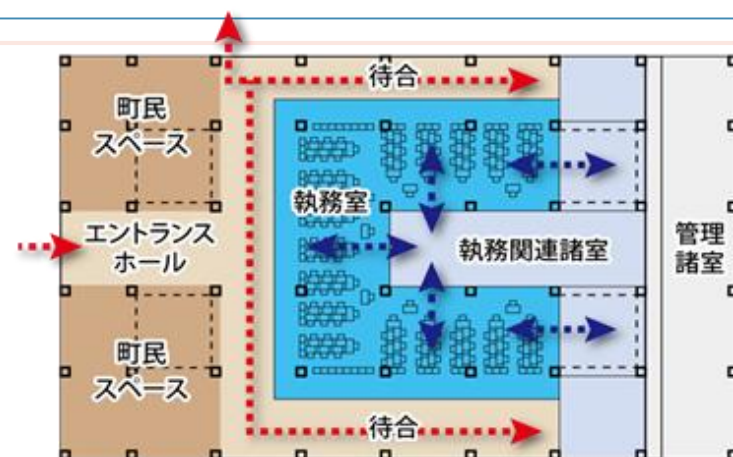
効果

- | | |
|--------------|--|
| 【来庁者の利便性向上】 | ・複数の申請が1箇所で手続き可能 |
| 【職員の執務環境の向上】 | ・他課と連携した効率的な事務処理が可能
・執務空間におけるセキュリティの明確化 |
| 【効率的な空間の構成】 | ・面積効率・機器配置効率の良さ
・組織再編に対応できるフレキシビリティの高さ |

【関連各課の機能的配置】

- ・庁舎内は3層フロアの機能構成とします。1階には町民の利用頻度の高い窓口を配置し、ワンフロアでサービスが可能な計画とします。2階には総務・企画系の課を配置し、町民利用と執務室を明確に分離したフロア構成とします。3階には教育委員会及び議会諸室を配置します。

3階	教育課、生涯学習課、議会事務局、議会諸室
2階	総務課、防災環境課、庶務・町史編さん課、企画情報課、産業建設課
1階	広報・町民課、税務課、保険福祉課、子育て健康課、出納室



(2) 執務機能

基本的な考え方

- ・職員の執務執行効率の高い環境の確保
- ・将来の行政需要(組織再編・人員変動)に対応可能な環境づくり
- ・行政執行を円滑に行うための各諸室の適正配置

具体的機能

【事務スペース】

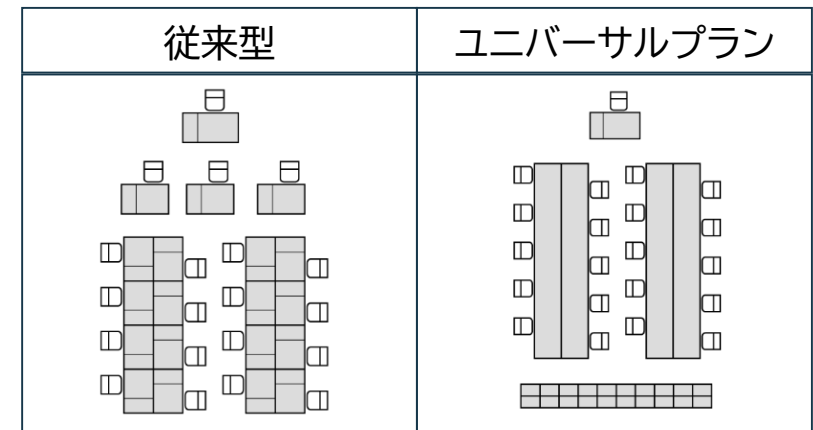
- ・事務スペースは、明るくオープンな空間とします。事務スペースと来庁者利用スペースを明確に区分することで、行政情報の第三者への漏洩防止を行います。
- ・ユニバーサルプランやフリーアクセスフロアの導入などにより、将来の組織再編等の対して容易にレイアウト変更可能な柔軟な配置計画とします。

【会議室】

- ・現庁舎における稼働率を鑑み、各階に適正な面積を配置します。また様々な規模の会議や研修に対応できるよう、大・中・小それぞれの会議室を配置、かつパーティション等の利用により用途に応じた利用が可能な計画を検討します。
- ・1階に配置する会議室は職員と町民の併用利用も可能、2階の大会議室は選挙の開票や非常時には災害対策本部機能を担うことも想定し、有効利用を図ります。

【Wi-Fi環境】

- ・職員、議会及び来庁者等が使用することが可能なWi-Fi環境を整備し、職員及び議員の執務の効率化と来庁者の活動支援を行います。



(3)議会機能

基本的な考え方

- ・ICTの活用など十分な審議や調査研究できる環境整備
- ・柔軟な利用が可能となるフレキシブルな諸室構成

具体的機能

【議場】

- ・議員席・執行部席の座席配列は直列形式を採用し、大会議室など、議会以外での利用や将来の議員定数の変動に対応するため机や椅子は可動式のものとします。

席配置の考え方

- ・正面に議長席、議長席の両サイドに執行部席を配置する。
- ・議員席の背後に傍聴席を配置する。

床の形状

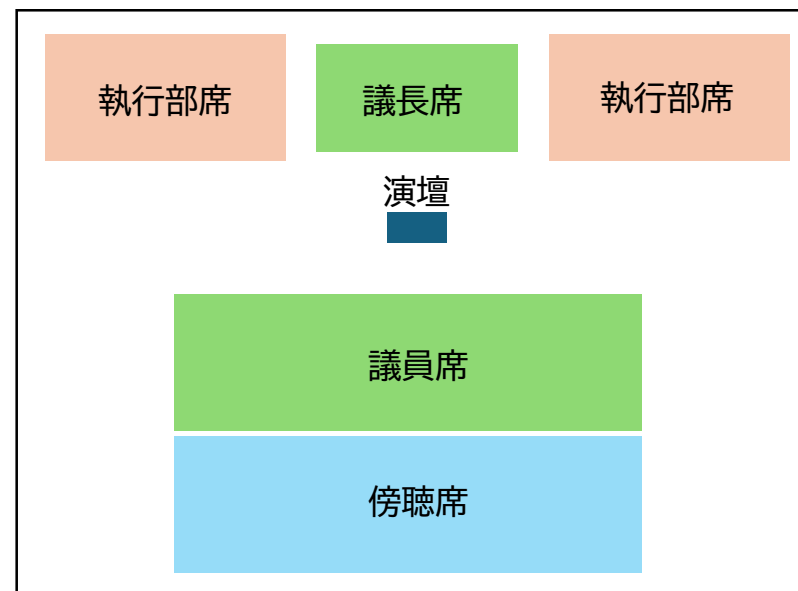
- ・執行部席、議員席及び傍聴席は同じ床レベルとする。

【議員控室】

- ・全議員が集まるスペースとして配置します。平常時は全員協議会として使用し、会議のない時間帯には、議員同士が意見交換をしたり、個人作業ができるようデスク・チェアを数箇所配置します。また手荷物管理のためロッカーを配置します。

【議会図書室】

- ・調査研究のため、議会関係の文書及び図書の保管庫と閲覧スペースを設置し、一般にも公開できるようにします。



(5)防災・災害対策拠点機能

基本的な考え方

- ・多様な災害時にも業務継続可能な新庁舎の整備
- ・迅速かつ効率的な災害対応に取り掛かることができる総合的な防災拠点の整備

具体的機能

【災害対策本部機能】

- ・災害時の対策本部となる会議室を配置します。
- ・会議室には、災害対策本部の会議として使用できるスペースを確保し、その他災害時に使用する関連情報機器や災害情報を収集するための大型モニターを設置します。
- ・支援団体(自衛隊、内閣府、国土交通省、他市町等)の活動スペースとなる会議室には、非常用コンセント及び通信手段としての公衆無線LAN設備を設置します。
- ・現在設置されている三重県の防災関連設備の移設を踏まえ計画します。
- ・災害対策本部室は、防災所管課及び放送室に隣接して配置します。

【BCP(業務継続計画)対応への取組み】

- ・町民等への火災、災害情報など緊急情報の提供等、防音対策が施された放送室を設置します。
- ・災害時にライフラインが途絶えた場合でも、災害対策本部機能や町民生活に影響する行政サービス機能の維持が可能となる設備の設置及び物資を配置します。具体的には、最低3日間は機能維持ができるよう非常用電源の確保や災害時に備え、食料、飲料水、粉ミルク、毛布、簡易(携帯含む)トイレ、生理用品等を保管できる備蓄・資機材倉庫を配置します。



(6)町民協働・交流機能

基本的な考え方

- ・様々な目的を持つ来庁者の交流を育む環境の確保
- ・来庁者がイベント参加等行政サービス以外の活動に参加することによりコミュニティ形成を生む町の拠点化
- ・利便性向上の期待できる民間収益施設との連携

具体的機能

【町民協働・交流スペース】

- ・町の行政情報等を発信する情報発信コーナーや、地域団体等の活動を紹介する町民ギャラリーなどを設置し、まちの活性化やコミュニティ形成を図ることのできる空間を検討します。
- ・セキュリティに配慮した動線を確保することで、休日などの閉庁時間帯における会議室の自習スペースとしての町民利用、地域団体等の活動の場としての利用を検討します。
- ・町民にとって利便性の向上が期待される民間収益施設（郵便局、銀行、コンビニなど）の誘致や庁舎に用事がなくてもふらっと来てくつろげる「まちのリビング」や「まちのカフェ」のような町民交流スペースを検討します。



(7)ユニバーサルデザイン機能

基本的な考え方

- ・初めての来庁者にもわかりやすい案内表示
- ・視認性や動線に配慮した施設の計画
- ・障がいの有無や年代を問わず、全来庁者が利用できる諸室の確保

具体的機能

【おもいやり駐車場】

- ・来庁者用の駐車場には、障がい者等に配慮した「おもいやり駐車場」を確保し、駐車後の庁舎への動線を意識した配置とします。

【多目的トイレ】

- ・高齢者や車いす利用者、妊婦、乳幼児連れ、オストメイト等に適応した多目的トイレを設置します。

【キッズスペース・授乳室等】

- ・子ども連れの方でも安心して来庁できるように、キッズスペースの設置やベビーシート等を備えた授乳室の設置等、子育て支援機能を配置します。



(10) 近隣施設との複合的な利用による付加機能

基本的な考え方

- ・町民同士の交流やコミュニティ醸成の拠点となるシンボル庁舎
- ・職員だけでなく、町民等も利用することのできる公共施設
- ・町内公共施設内機能の複合による維持管理費の削減・利便性の向上

具体的機能

【公民館】

- ・町民同士の交流やコミュニティ醸成に寄与するため、公民館の貸館機能の一部を庁舎に複合することを検討します。

【民間収益施設との連携】

- ・町民の利便性向上を目的とした、民間収益施設（郵便局、銀行、コンビニなど）の誘致を検討します。

【上下水道課】

- ・水道施設の緊急時の迅速な対応を行うことを鑑みて、上下水道課職員の執務室は、朝日町浄水場に配置することが望ましいと判断し、新庁舎には、上下水道課を集約しないものとする。

第3章 建設候補地の条件整理

本計画では、基本構想時に絞り込んだ「候補地4」「候補地5」の2か所について、候補となり得る具体的な位置として「候補地4-2」「候補地5-1」「候補地5-2」の3箇所とし、これらから1箇所を選定するために、改めて候補地を評価しました。

評価基準
◎：高評価
○：概ね評価
△：あまり評価できない

4-2 町体育館周辺



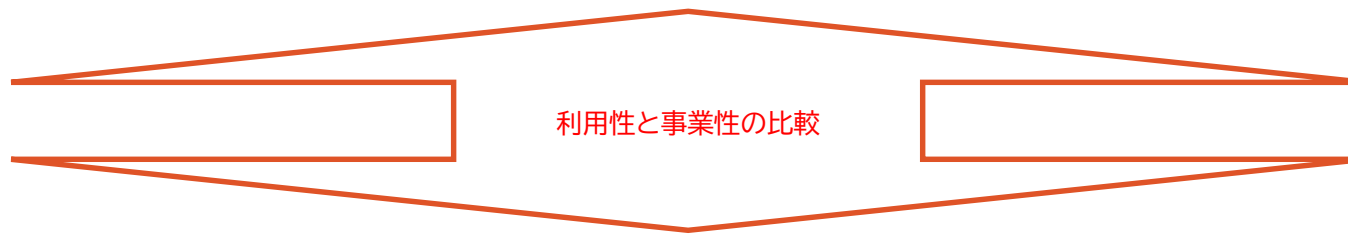
5-1 町民プール、小運動場用地



5-2 町民グラウンド用地



①防災上の安全性 (災害時)	災害時における周辺施設の連携を評価 (定性評価)	○	◎	○
②住民サービスの利便性向上 (日常)	徒歩によるアクセスのしやすさによる評価 (定性評価)	◎	△	△
④まちづくりとの整合性 (日常)	周辺の公共施設等と庁舎との連携利用の評価 (定性評価)	◎	○	○
⑥法適合性と敷地条件 (日常)	候補地の敷地面積と駐車台数の評価 (定性評価)	○	○	◎



③事業の経済性、事業遂行の円滑性	候補地、アクセス道路、代替地の用地取得の困難性 (定性評価)	△	○	○
	アクセス道路、用地買収・除却補償、代替施設用地取得・造成、代替施設築造費等 (定量評価)	○	◎	△
総合評価		高	高	低

【総合評価等を踏まえた候補地】

総合評価及び多くの策定委員から支持の高い4-2町体育館周辺用地を第1候補地とすることが適当と考えられます。なお、4-2町体育館周辺用地は現在民間駐車場として利用しているため、関係事業者との代替駐車場を含んだ用地交渉が必要となります。事業資金の確保など建設着手の条件が整えられ次第、事業者との交渉に入ることとします。

一方で、用地交渉にあたり用地価格や代替地の確保等の条件面によっては交渉が上手くいかないことが想定されることから、事業用地が確保できない場合には、第2候補地として総合評価が「高」の5-1町民プール・小運動場用地を選定することも必要となります。

第4章 新庁舎に必要な規模及び構造

2. 基本的な考え方

基本構想では、新庁舎規模の目安を、延床面積約4,880㎡としましたが、基本計画(案)の策定にあたり、必要面積の精査を行うため、以下の考え方に基づき、面積の算定を行いました。

- ・執務室のユニバーサルプラン採用を踏まえた面積算定により、必要面積を適正に反映
- ・会議室の利用実態を踏まえた面積算定により、フレキシブルな運用を踏まえた必要面積を適正に反映
- ・その他、利用シーン等を詳細検討した面積算定により、必要面積を適正に反映

3. 新庁舎規模の精査

(1) 新庁舎の規模

「2. 基本的な考え方」で示した、3つのパターンを踏まえて、新庁舎の機能ごとに必要面積を算定し、新庁舎の延床面積を精査しました。

検討の結果、新庁舎規模は4,080㎡と算定しました。

(主な内訳 窓口・執務2,240㎡、議会500㎡、防災200㎡、町民交流360㎡、他)

ただし、基本計画に示す延床面積は目安であり、今後、手続きのオンライン化による窓口機能等のコンパクト化や、保有する公文書や備品の総量調査により、書庫・倉庫等の見直しが想定されます。

そのため、基本計画では、延床面積約4,000㎡をベンチマークとし、変動幅を持たせた延床面積約3,600㎡～約4,400㎡(±10%)を概算規模として整理します。

(2) 駐車場等の必要規模

駐車場は、基本構想において、248台(うちバイク・駐輪場20台)を確保することとしていましたが、職員駐車場及び通常来庁者以外の台数の見直しにより、駐車台数を109台(うちバイク・駐輪場20台)としました。

4.新庁舎に求める構造

(1)耐震安全性の検討

大地震動に対して、主要機能を維持し、地震直後から補修することなく継続使用できる施設として、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月国土交通省)に即して、構造体の安全性の分類は「Ⅰ類」、建築非構造部材の安全性の分類は「A類」、建築設備の安全性の分類は「甲類」を新施設の目標とします。

(2)建物構造の検討

新庁舎は災害対策本部が設置されるなど、防災行政の中核を担う施設として役割を発揮する必要があります。この視点を踏まえ、建物構造の検討を行います。鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)が最も優れますが、概算工事費、工期等を踏まえて設計段階で決定するものとします。

(3)耐震性能の検討

「耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」について整理します。新庁舎が、防災行政の中核を担う施設として役割を発揮するために、最も耐震性能を有する免震構造の採用を前提に検討を進めていきますが、概算工事費、工期等を踏まえて設計段階で決定するものとします。

第5章 配置計画及び建築計画

1.候補地の庁舎配置方針

(1)候補地の敷地条件から配置位置の検討

ここでの配置計画、建築計画は、基本設計以降の設計に余裕を持たせるため、延床面積は最大値4,400㎡を採用し、建築面積は約1,500㎡として検討を行います。

・延床面積	=	4,400㎡	
・階 数	=	3階	
・基準階床面積÷建築面積	=	1,467㎡	⇒約1,500㎡

2.敷地配置イメージ図

(1)候補地4-2

候補地4-2町体育館周辺における配置イメージ図は以下のとおりです。
「駐車場近接重視案」及び「広場重視案」を掲載しますが、折衷の配置も考えられます。

① 駐車場近接重視案



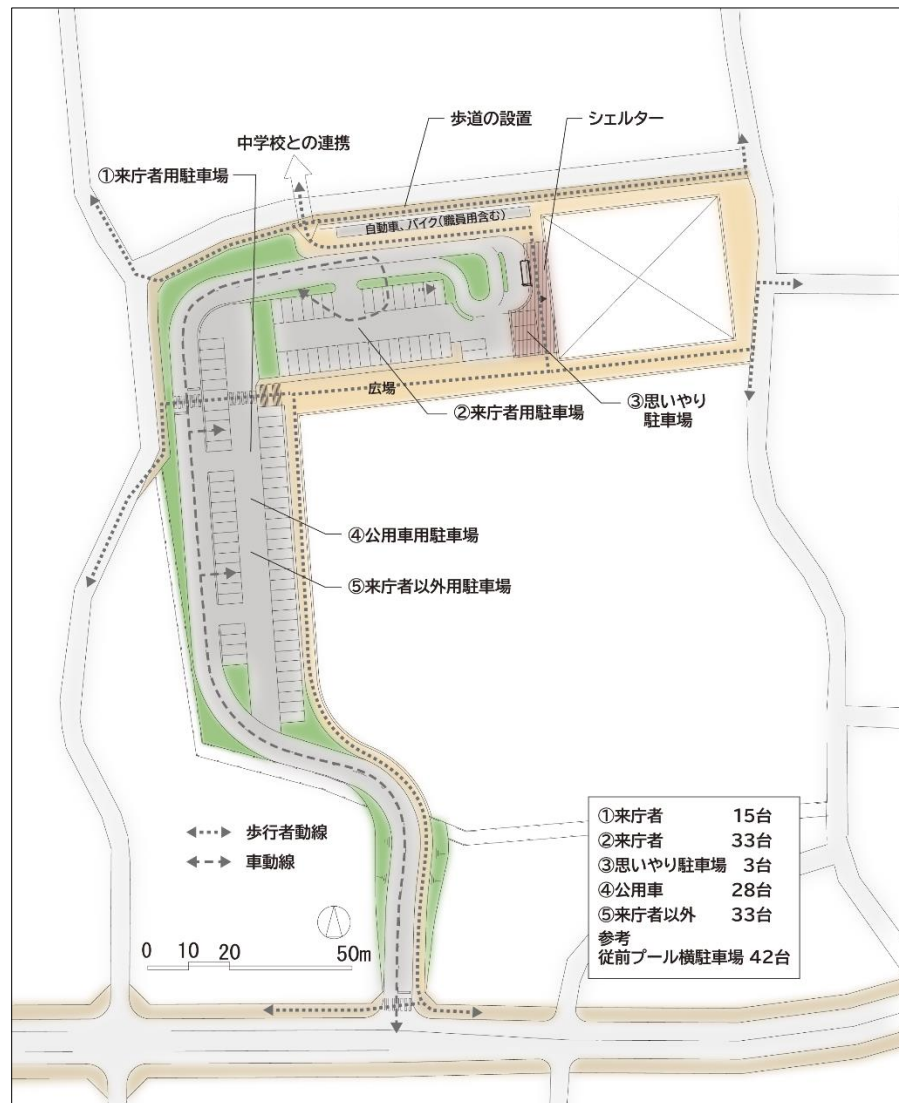
② 広場重視案



(2)候補地5-1

候補地5-1町民プール、小運動場用地における配置イメージ図は以下のとおりです。
「駐車場近接重視案」と「広場重視案」を掲載しますが、折衷の配置も考えられます。

① 駐車場近接重視案



② 広場重視案

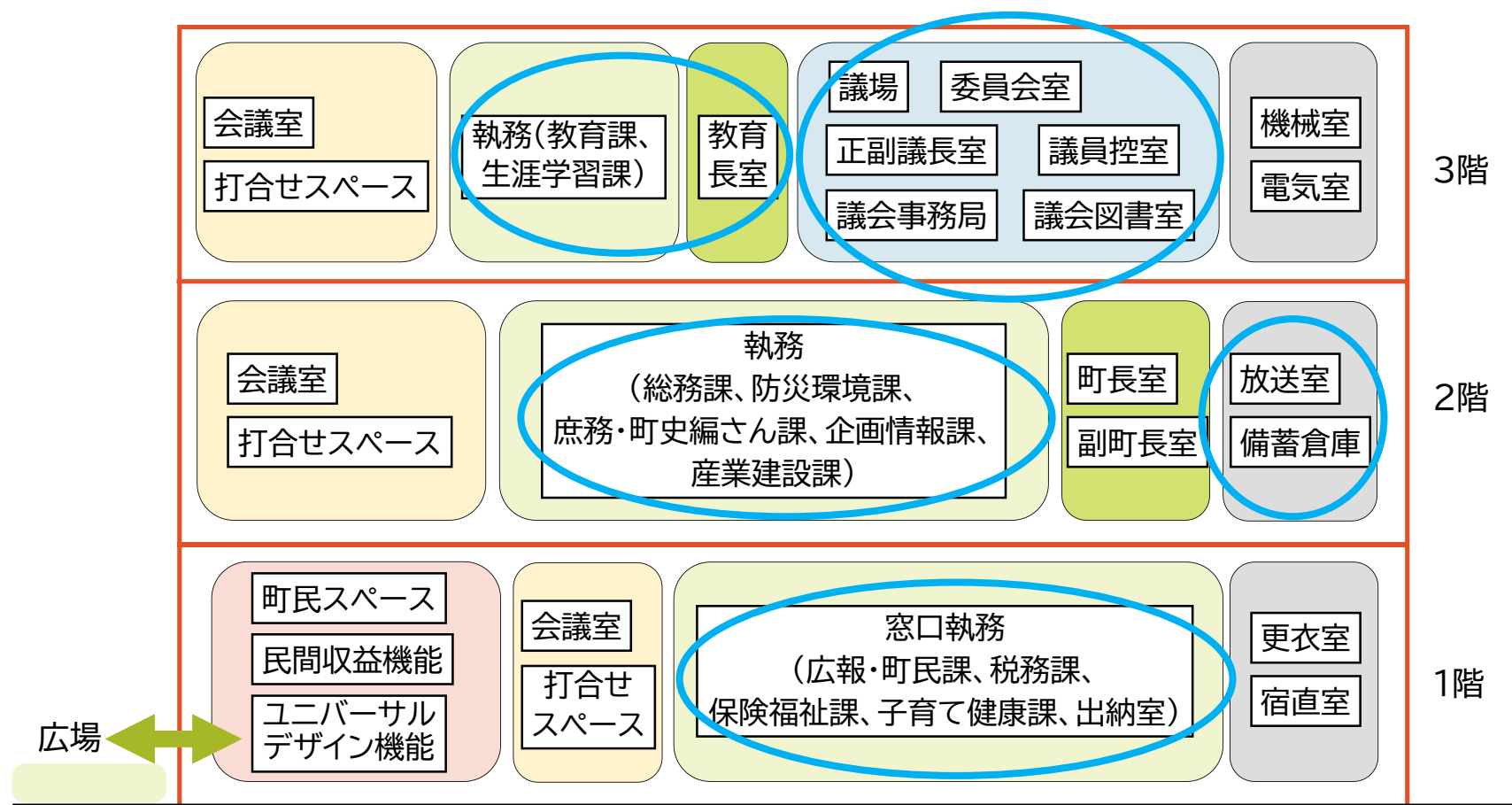


※本配置図はイメージであり、詳細は基本設計時に検討します。

3.庁舎各階配置計画

(1)各階配置断面計画

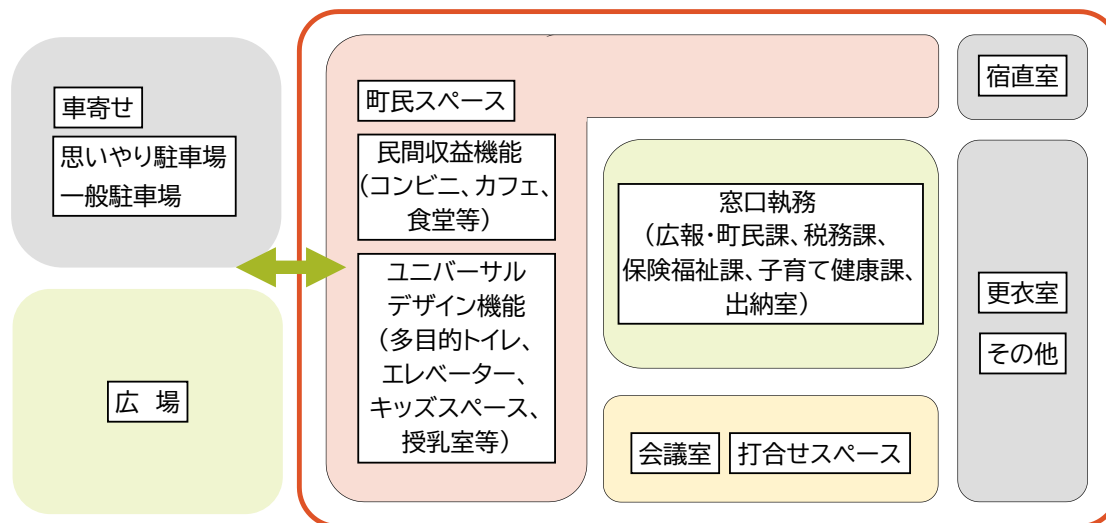
前項の検討における各階の主要な諸室配置計画を、以下のように整理します。



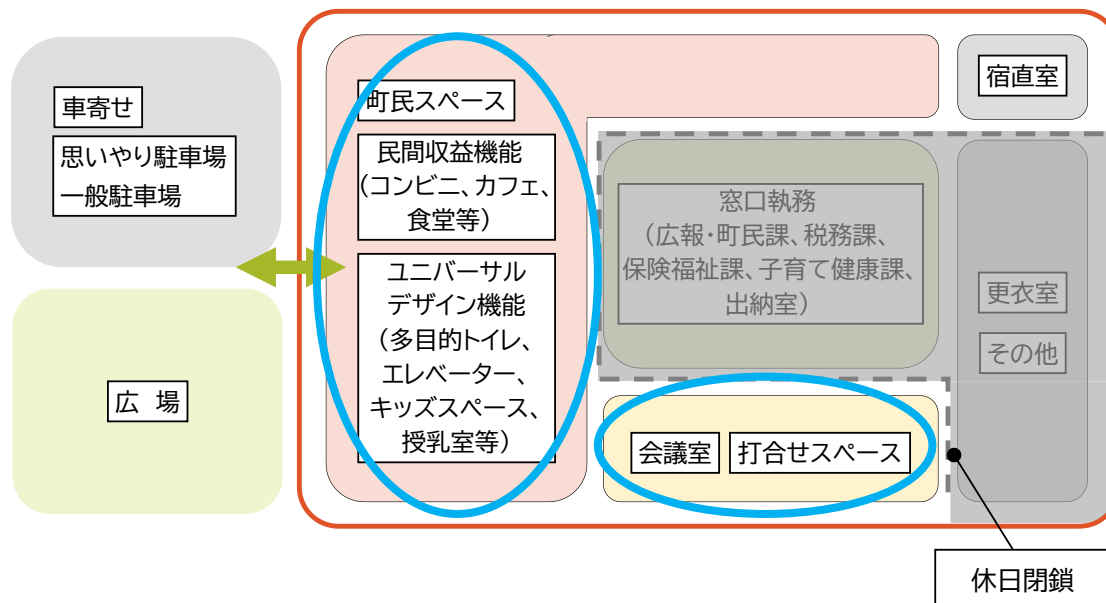
(2)1階平面配置計画

1階の諸室、機能については、最も町民利用に配慮した計画とする必要があります。ここでは、1階の平日、休日の町民利用、サービスを考慮した配置方針は以下のとおりです。

① 平日町民利用



② 休日町民利用



第6章 事業方式の整理

事業手法については、町が従来から採用していた「設計・施工分離発注方式」に加え、民間ノウハウや民間資金を活用した手法もあります。今後、計画を具現化していく中で、必要に応じて、事業者サウンディング等を実施し、適切な手法についての検討を進めていくこととします。

	従来方式 (設計・施工分離発注方式)	デザインビルド方式 (設計・施工一括発注方式)	PFI(BTO)方式
概要	・町が資金調達を行い、設計、施工、維持管理の各業務を個別に分離して発注する従来型の事業方式。	・基本設計業務を行ったうえで、実施設計と施工業務を一括で発注する方式。資金調達は町が行う。	・設計、施工、維持管理を一括して発注する方式。PFI事業者が資金調達を行い、町は事業期間にわたり割賦方式で資金返済する。

第7章 ライフサイクルコスト及び財源の試算

1. ライフサイクルコストの試算

(1) イニシャルコストの考え方について

イニシャルコストは建築工事費、外構等整備費及びその他費用に分類して算出しました。各費用は以下の通りです。

(百万円)

	建築工事費	外構等整備費	その他費用	総額
【候補地4-2】 町体育館周辺	2,427	99	693	3,219
【候補地5-1】 町民プール、小運動場用地	2,427	134	597	3,158

ただし、以下の観点からコストの継続検討が必要です。

- ① いずれの候補地とした場合にも代替施設の方針・規模等について今後さらなる検討が必要であり、整備内容によりイニシャルコストは変動します。
- ② 本計画で算出した事業費は、庁舎建設に発生するコストであり、その他、新庁舎の供用開始に向けて、各課が使用するシステムの移設や、引越し業務等、運営に係る費用が別途発生します。
- ③ 本計画で算出したイニシャルコストは、本年度の基本計画策定以降、用地交渉及び基本設計、実施設計を各1か年と想定し、最短4年目に建設工事の発注を行った場合を想定して、算出したものであります。今後、建設時期が確定した際には、建設物価の変動による費用の見直しを行うほか、地盤調査結果、構造条件等の変更により費用の増減がある場合は、今後の設計段階で十分精査したうえで、事業を遂行します。

(2)ランニングコストの試算

日常的な維持管理に要する費用は他自治体の同規模庁舎を基に1年当たり28.4百万円、大規模修繕に要する費用は1回当たり960百万円と想定できます。

項目	1年当たりの費用 (百万円)
光熱水費	6.8
委託費	18.7
修繕費(経常的修繕)	1.0
職員駐車場利用料	1.9
1年あたりのランニングコスト	28.4

項目	1回当たりの費用 (百万円)
大規模改修費(30年毎)	960.0

※上記のほかに、庁舎サービスを運営に必要な消耗品費や燃料費などが別途発生します。また、本試算結果は今後検討する建設時期や設計条件等諸条件により変動する可能性があります。

※建設基準年以降の物価上昇率は見込んでいません。

2.財政シミュレーション

財政シミュレーションは、基本計画において算定したイニシャルコスト(建築工事費、外構等整備費及びその他費用)並びにランニングコストが後年度の町財政にどのような影響を与えるか、さらに安定的な財政運営を行うために必要な庁舎建設基金の積立額を試算するため、下記の前提条件のもとに実施したものです。

(1)前提条件

【歳出】

① イニシャルコスト (百万円)

	総額
【候補地4-2】 町体育館周辺	3,219
【候補地5-1】 町民プール、小運動場用地	3,158

② ランニングコスト (万円)

	1年あたりの費用
新庁舎	2,840
(参考)現庁舎	1,420
コスト増加額	1,420

【歳入】

① 地方債の借入限度額 (百万円)

	候補地4-2	候補地5-1
緊急防災・減災事業債	1,139	1,139
一般事業債	1,524.9	1,415.4

緊急防災・減災事業債は交付税措置が見込まれます。見込額は借入限度額の70%であり、20年間にわたり分割で措置されるため、1年あたりの措置額は39.9百万円と算定できます。

一般事業債は、一般財源の補填のために活用しますが、将来の財政負担額を減らすために借入額をできる限り減らしていく必要があります。

② 一般財源

先の①地方債の借入後の残額を庁舎建設基金及び一般財源で充当します。庁舎建設基金については、令和6年度末現在約6億円の残高がありますが、一般事業債の借入を減らすとともに、単年度の一般財源負担を減らすために今後計画的な積立を行う必要があります。

(2) 財政シミュレーションの実施

事業着工の目安を把握するために、庁舎建設基金等の確保額並びに将来の財政負担額を試算します。事業着工時における必要となる庁舎建設基金等一般財源の確保額及び地方債の借入額を3ケースに分けて、次のとおりシミュレーションを行いました。

① 前提条件

庁舎建設基金の確保できた額に応じて以下3通りのシミュレーションを行う。

ケース1	庁舎建設基金8億円、一般財源2億円が確保できた場合
ケース2	庁舎建設基金10億円、一般財源2億円が確保できた場合
ケース3	庁舎建設基金12億円、一般財源2億円が確保できた場合

② 試算 【候補地4-2】

ステップ1 一般事業債借入額の決定

新庁舎建設に要するイニシャルコスト総額に対し、庁舎建設基金(それぞれのケースで設定した額)、一般財源(2億円)及び緊防債を限度額(約11.4億円)借入れた場合にも不足する財源を一般事業債で賄います。

(百万円)

		ケース1	ケース2	ケース3
地方債	緊急防災・減災事業債	1,139.9	1,139.9	1,139.9
	一般事業債	1,079.1	879.1	679.1
借入額合計		2,219.0	2,019.0	1,819.0

ステップ2 1年あたりの負担額の算定

1年あたりに負担する経費(A)は元利償還金(ケースごとの一般事業債借入額により変動)及びランニングコスト(14.2百万円)に対し、地方交付税措置(B)(39.9百万円)です。

(百万円)

			ケース1	ケース2	ケース3
歳出	後年度負担経費	元利償還金	84.6	76.9	69.3
		ランニングコスト	14.2	14.2	14.2
	経費合計(A)		98.8	91.1	83.5
歳入	財政措置	地方交付税措置(B)	39.9	39.9	39.9
年間実質負担額(A)-(B))			58.9	51.2	43.6

(円)

	ケース1	ケース2	ケース3
(参考)町民1人当たりの負担額	4,908	4,267	3,633

※町民人口を令和12年目標人口12,000人として試算

【候補地5-1】

候補地5-1も候補地4-2と同様手順で検討を行います。

ステップ1

一般事業債借入額の決定

一般事業債借入額の決定ケース1では約10.2億円、ケース2では約8.2億円、ケース3では約6.2億円の一般事業債の借入が必要であると算定できます。

(百万円)

		ケース1	ケース2	ケース3
地方債	緊急防災・減災事業債	1,139.9	1,139.9	1,139.9
	一般事業債	1,018.0	818.0	618.0
借入額合計		2,157.9	1,957.9	1,757.9

ステップ2

1年あたりの負担額の算定

(百万円)

			ケース1	ケース2	ケース3
歳出	後年度負担経費	元利償還金	82.2	74.6	67.0
		ランニングコスト	14.2	14.2	14.2
	経費合計(A)		96.4	88.8	81.2
歳入	財政措置	地方交付税措置(B)	39.9	39.9	39.9
年間実質負担額((A)-(B))			56.5	48.9	41.3

(円)

	ケース1	ケース2	ケース3
(参考)町民1人当たりの負担額	4,708	4,075	3,442

※町民人口を令和12年目標人口12,000人として試算

(3)財政シミュレーションによる考察

事業着工の時期の目安としては、住民サービスの低下を招くことのないよう財政運営を考慮すると、将来負担はできる限り少なくしたいと考えるところです。しかしながら、現庁舎が津波・高潮の被害想定区域であることや老朽化が著しいことから諸条件が整えば早急に新庁舎整備事業に取り組む必要があります。

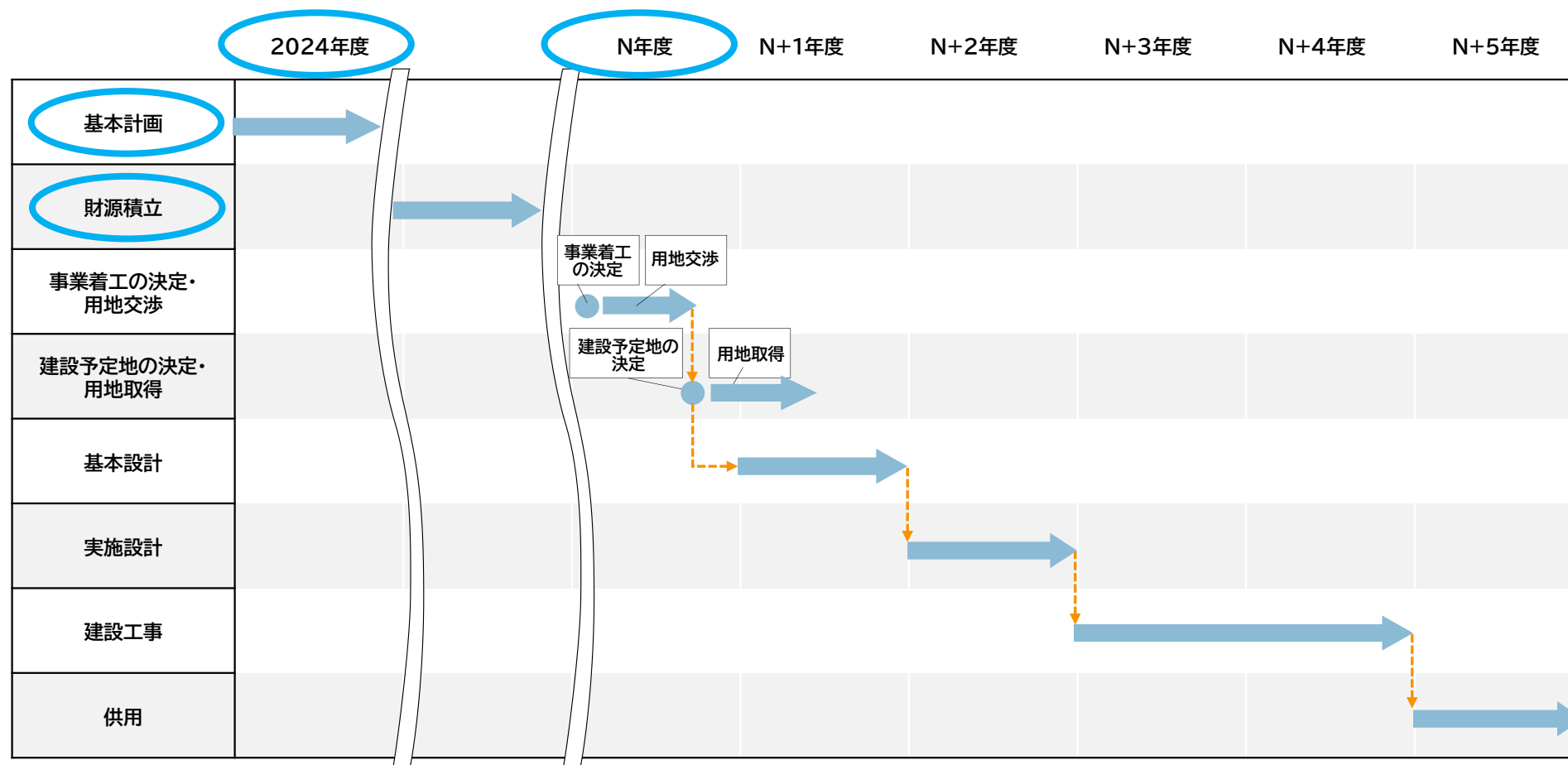
従って、一つの事業着工の目安としては、今後の財政運営のなかで、単年度の庁舎建設基金の積立額や一般会計決算状況を踏まえ、町の財政構造が後年度の年間実質負担額を賄うことのできる状況であるかを見据えて判断することとします。

なお、財政シミュレーションでは、建設費用等の総事業費やランニングコストについて現時点で想定される前提をベースに算出したものです。今後、事業着工に際して物価変動等による費用の見直しが必要となりますが、基本設計時において十分に精査するとともに、新庁舎整備事業と安定的な財政運営の両立に努めます。

第8章 事業スケジュール

事業着工の時期については、起債に係る元利償還金による将来の財政負担を明らかにするとともに、庁舎建設基金における必要な積み立てが行われるなどの財源確保の目途がついた時期に改めて検討していきます。

以下に事業着工の時期を決定し順当に進んだ場合のスケジュールを示します。



第9章 今後の検討について

基本計画では、令和4年10月に策定した基本構想を踏まえ、建設候補地の絞り込み、本庁舎に求められる導入機能・規模、事業費の算定等検討を行ってきました。今後新庁舎整備を進めるうえでの検討事項を以下に整理します。

- (1)事業着工の決定
- (2)建設候補地の決定
- (3)関係機関との協議
- (4)コストの継続検討
- (5)運用方法の検討
- (6)民間収益施設の導入可能性の検討
- (7)現庁舎跡地活用方法等の検討

第10章 おわりに

今後の庁舎整備にあたって、基本理念である「町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎」を目指し、より細やかな検討を行っていきます。

一方で、本事業は当町にとって重要かつ財政規模の大きな事業であることから、町の持続可能な行財政運営に十分配慮しながら事業を遂行していく必要があります。

最後に、今後も町民、議会や関係団体に対する情報提供や意見聴取を行いながら、住民の方々が利用しやすく、身近に親しんでいただけるような庁舎となるよう取り組んでいきますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。